

運航基準 フェリーざまみ3・クィーンざまみ3

※安全管理規程より抜粋

この基準は、安全管理規程に基づき、座間味航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

運航の可否判断

- 1 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

(フェリーの場合)

気象・海象 港名	風速	波高	視程
那覇港（泊）	10m/s以上	1.5m以上	500m以下
座間味港	10m/s以上	1.0m以上	500m以下
阿嘉港	7～8m/s以上	1.0m以上	500m以下

(高速船の場合)

気象・海象 港名	風速	波高	視程
那覇港（泊）	13m/s以上	1.5m以上	500m以下
座間味港	13m/s以上	1.0m以上	500m以下
阿嘉港	13m/s以上	1.0m以上	500m以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

(フェリーの場合)

風速	17m/s以上	波高	4.0m以上
----	---------	----	--------

(高速船の場合)

風速	15m/s以上	波高	3.0m以上
----	---------	----	--------

- 3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

(フェリーの場合)

海域及び視程 発航港	発航港に近接した海域	視程
那覇港（泊）	港界から1海里以内の海域	500m以下
座間味港	港界から10海里以内の海域	500m以下
阿嘉港	港界から10海里以内の海域	500m以下

(高速船の場合)

海域及び視程 発航港	発航港に近接した海域	視程
那覇港（泊）	港界から1海里以内の海域	500m以下
座間味港	港界から10海里以内の海域	500m以下
阿嘉港	港界から10海里以内の海域	500m以下